

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象工事）

第1条 本工事は、新居浜市週休2日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

（実施協議）

第2条 受注者は、月単位の週休2日を希望する場合は、工事着手日までに協議書により発注者と協議すること。なお、工事着手日以降は、通期の週休2日から月単位の週休2日への変更は認めないものとする。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日とする。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行ってはならない。

ただし、次に該当する場合は、現場閉所日の作業として扱わない。

（1）巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業

（2）異常気象時等の緊急時の対応である作業

（3）発注者の指示による作業

（実施方法）

第4条 受注者は、工事請負契約書第3条に規定した工程表は、通期の週休2日を反映したのものとする。ただし、港湾工事については、月単位の週休2日を反映したのものとする。

2 通期の週休2日から月単位の週休2日に変更する場合、施工計画書の工程表は、月単位の週休2日を反映したのものとする。

3 受注者は、週休2日確保工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休2日確保工事である旨を明示し、周知すること。

4 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振り替えをする場合は、協議書にその理由と振り替えを行う日を記載し、発注者に通知すること。

5 受注者は、工事途中において月単位の週休2日を通期の週休2日に変更する場合又は週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、発注者に理由を記載した協議書を速やかに提出し、承諾を得なければならない。

6 受注者は、現場閉所率が確認できる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載例参考）を作成のうえ発注者に提出するとともに、工事日報等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかに提出又は提示すること。

（費用の計上）

第5条 発注者は、通期の週休2日確保工事に係る費用を当初設計で計上している。ただし、取組みと現場閉所の達成状況を確認し、当初設計と異なる場合には、変更請負契約において補正する。なお、港湾工事については、月単位の週休2日確保工事に係る費用を当初設計で計上している。

2 発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日が実施されていないものとして取り扱うものとする。

（アンケート調査等）

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）

（対象工事）

第1条 本工事は、新居浜市週休2日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく、週休2日確保工事（受注者希望型）の試行対象工事である。

（実施協議）

第2条 受注者は、週休2日の確保に取り組むか否か及び取り組む場合は月単位の週休2日か又は通期の週休2日かについて、工事着手日までに協議書により発注者と協議すること。なお、工事着手日以降は、週休2日に取組まないから取組むへの変更及び通期の週休2日から月単位の週休2日への変更は認めないものとする。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日とする。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。
- 3 受注者は、現場閉所日には元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行ってはならない。
ただし、次に該当する場合は、現場閉所日の作業として扱わない。
 - (1) 巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業
 - (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
 - (3) 発注者の指示による作業

（実施方法）

- 第4条 受注者は、工事請負契約書第3条に規定した工程表は週休2日を反映しないものとする。
- 2 受注者は、週休2日に取り組む場合は、施工計画書の工程表は、月単位の週休2日又は通期の週休2日を反映したものとする。
 - 3 受注者は、週休2日確保工事の実施に際しては、工事看板等（別紙「工事看板等」表示例参考）に週休2日確保工事である旨を明示し、周知すること。
 - 4 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振り替えをする場合は、協議書にその理由と振り替えを行う日を記載し、発注者に通知すること。
 - 5 受注者は、工事途中において月単位の週休2日を通期の週休2日に変更する場合又は週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、発注者に理由を記載した協議書を速やかに提出し、承諾を得なければならない。
 - 6 受注者は、現場閉所率が確認できる資料として、工事履行報告書（別紙「工事履行報告書」記載例参考）を作成のうえ発注者に提出するとともに、工事日報等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかに提出又は提示すること。

（費用の計上）

- 第5条 発注者は、受注者が週休2日確保工事に取り組んだ工事は、取組みと現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて積算した費用を変更請負契約において計上する。
- 2 発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日が実施されていないものとして取り扱うものとする。

（アンケート調査等）

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。なお、工事完成後においても同様とする。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考) 第4条第2項「工事看板等」表示例

〇〇工事中	
週休2日確保工事	
工事番号	〇第〇号
工事名	〇〇改良工事
区間	新居浜市〇〇町～〇〇町
期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
施工	〇〇建設株式会社 電話番号 0897-00-0000 夜間連絡先 0897-00-0000
発注者	新居浜市
担当課	新居浜市〇〇部〇〇課 電話番号 0897-00-0000

ご迷惑をおかけします	
週休2日確保工事	
〇〇工事を行っています	
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:00～17:00	
〇〇改良工事	
発注者	新居浜市
担当課	新居浜市 〇〇部 〇〇課 電話番号 0897-00-0000
施工者	〇〇建設株式会社 電話番号 0897-00-0000

(参考) 第4条第5項「工事履行報告書」記載例

工事履行報告書

工 事 名	〇〇改良工事		
工 期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
日 付	令和〇年〇月〇日 (〇月分)		
現場閉所日	〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、〇日(日)、〇日(土)、 〇日(日) / 計8日		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考 (現場閉所日)
6月	5.0%	5.0%	現場工事着手日：〇月〇日 (4日)
7月	20.0%	25.0%	(9日)
8月	35.0%	35.0%	8月14日～16日夏季休暇 (7日)
9月	50.0% (45.0%)	45.0%	(8日)
10月	70.0% (65.0%)		
11月	80.0% (80.0%)		
12月	100.0% (100.0%)		現場作業終了日：
			(現場閉所日計 日)
(記事欄)			

現場代理人又は主任技術者